

総合評価落札方式の実施支援方策と今後の課題

国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター おおつき えいじ
建設マネジメント技術研究室主任研究官 大槻 英治

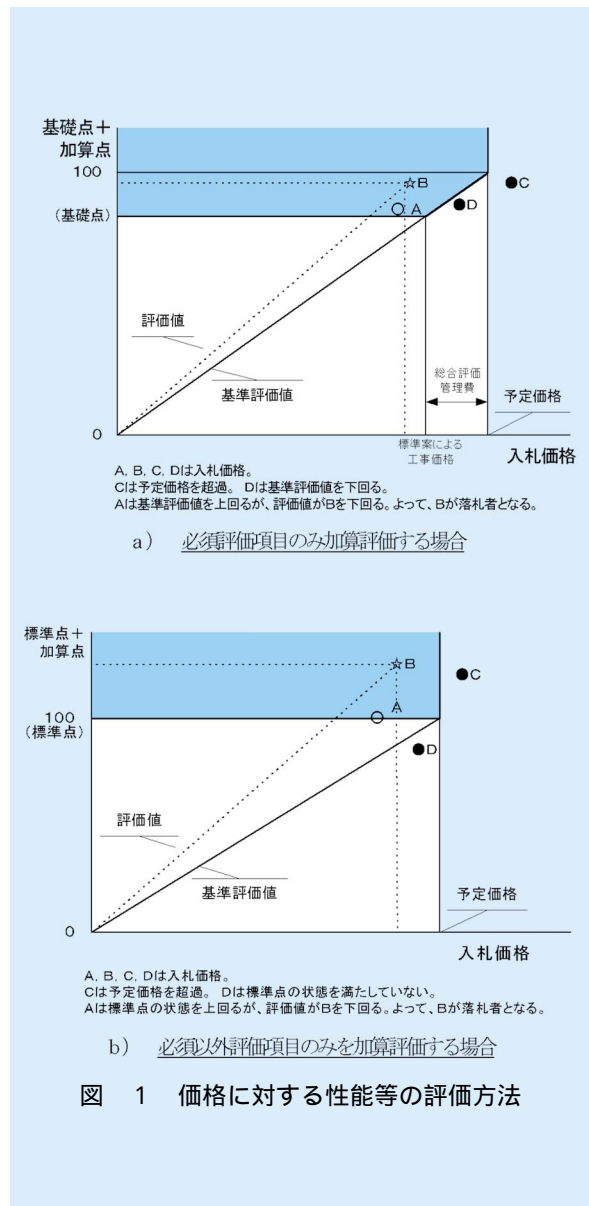
1 はじめに

総合評価落札方式は、従来の価格面だけの競争により落札者を決定するのではなく、技術提案された内容と価格を総合的に評価し落札者を決定する新しい落札方式である。国土交通省では平成11年度からその試行を開始し、適用性の拡大を図っている。

国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という）では試行事例の分析を通じて円滑な試行実施に向けた支援方策、今後の課題について検討を進めており、今回、その検討結果をとりまとめて紹介する。

2 価格と性能の比較方法の概要

総合評価落札方式（以下「本方式」という）では、企業からの技術提案の内容を、「価格以外の性能等に関する得点（基礎点または標準点+加算点）」と「工事価格以外のコスト（以下「その他コスト」という）」の二つの面から評価する。そして、「価格と性能等の比」＝「評価値」が最も優れた提案をしたものを落札者とするることにより、価格と技術提案の内容を総合的に評価する落札方式である（ただし、落札者の提案は、予定価



格以下で、評価値が「基準評価値（予定価格と価格相当の性能に対する得点との比）」以上であることが必要。

技術提案の評価は、「必須評価項目」および「必須以外評価項目」を指標として行う。両項目の違いは、前者が「性能等の向上に要する費用（「総合評価管理費」）」をコストとして反映する点である（図 1 参照）。

総合評価落札方式のより詳しい解説については、後述する「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集（第1集案）」（以下「手引き」という）をご参照願いたい。

3 平成13年度実績の分析結果

本方式は平成11年度に2件、12年度に6件、13年度に35件で合計43件が実施されており、実施事例が最も多い13年度の35事例を対象に分析を進めた。事業別でみると道路関係の工事が全体の7割強（26件/35件、74%）を占め、特にAS舗装工事が20件と過半数を占めていた。13年度の35事例について、評価方法と落札結果についての分析結果をまとめたものを表 1、2 に示す。

評価項目数	・ 1項目のみ評価（34件：97%） ・ 複数項目を評価（1件：3%、3項目）
評価項目設定	・ 必須項目のみ：20件 ・ 必須以外項目のみ：14件 ・ 両項目を評価：1件
加算点の算定方法	・ 代替法（性能向上費用÷予定価格）：28件 ・ 直接便益（社会便益費÷予定価格）：6件 （貨幣価値換算に基づく加算点算定：計34件） ・ その他（短縮工期÷標準工期）：1件
設定加算点の値（換算点）	・ 0.96～31.5点 （平均：12点）

(1) 評価方法の特徴（項目数と得点換算方法）

性能等に対する評価方法としては、「1つの評価項目を設定」「性能等の向上に対する貨幣価値換算した値に基づき加算点を算定」の事例が9割

以上（34件/35件、97%）を占める点が特徴である。

発注関係者からは、複数の評価項目を設定しづらかった理由として、評価項目の選択や組合せにあたって参照できる事例がほとんどなかったこと、厳密な貨幣価値換算に必要な事務量が大きく複数の設定が難しかったこと等が挙げられた。このため、適切な評価方法の選択や、性能等の向上に対する加算点の算定を合理的に行う方法が必要と考えられる。

落札結果の パターン (落札提案 の得点 と価格)	A) 最高得点&最低価格以外：3件(9%)
	B) 最高得点&最低価格：17件(48%) (最高得点者が落札：計20件(57%))
	C) 最高得点以外&最低価格：15件(43%)
	D) 標準案)&最低価格：0件(0%)

(2) 落札結果の特徴（技術面での競争促進効果）

落札結果については、「標準案による落札者がなくすべての落札者が技術提案を実施」「最高得点を獲得した最優秀技術提案者が落札した事例が過半数（20件/35件、57%）」といった特徴があった。

このことから、本方式の適用により、価格以外の技術面での競争が起こり、

- ・ 民間企業からの優れた技術提案の促進
- ・ 優れた技術提案の導入促進

がはかられたと考えられる。

4 円滑な実施に向けた支援方策の展開

国土交通省では公共工事の14年度発注予定金額の2割を目標に本方式の適用に取り組んでいる。本方式の円滑な実施、試行適用拡大には、前述のように13年度実施事例の分析から、

- ・ 適切な評価方法の選択
- ・ 性能等の向上に関する加算点の設定

を合理的に行う支援方策が必要とされている。

(1) 「手引き・事例集」の公開

国総研では支援方策の一つとして、13年度までの事例をもとに、前述の「手引き」をとりまとめた。手引きでは、本方式を適用する際の条件、留意点について、実施事例の紹介を含めて解説し、評価項目の設定や性能等に対する加算点の設定の考え方が簡単に参照できるようにしている。手引きの完成後、地方自治体や民間企業の方々からの問い合わせが多数寄せられたため、HPを通じて公開し、自由にダウンロードしていただけるようにしている。

(2) 標準的な加算点“10点”の設定

本方式のより一層の適用性の拡大に向けて、総合評価管理費を計上しない必須以外評価項目のみ設定する場合（図 1b）参照）に限り、

- ・標準的な加算点を10点と設定
- ・性能等を数値化できない評価項目は判定方式、順位方式を用いて加算点として考慮

する評価方法の運用試行案が通達として示された（『工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について』（国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号、平成14年6月13日。以下「通達」という）。標準的な加算点を10点とした理由は、13年度試行事例から1項目のみ評価した場合でも平均で約12点の加算点が設定されていたこと、欧米では企業のマネジメント能力を含む広い評価を行い、比較的簡単な工事でも10～25%と高い技術評価割合が設定されていること（図 3 参照）から、性能等の向上に対する技術提案の評価割合として標準的に10点程度を配点することは妥当である、と考えたためである。したがって、通達を適用し標準的な10点を配点するにあたっては、工事の特性を考慮して技術提案を求める評価項目を的確に選定すること、できるだけ評価項目の多様化を図り、複数評価項目の設定に留意することが重要である。

通達の適用により、性能等の向上を定性的に評価して加算点として考慮することが容易になり、貨幣価値換算が困難なため評価項目とすることが難しかった環境の維持や安全の確保等に関する対

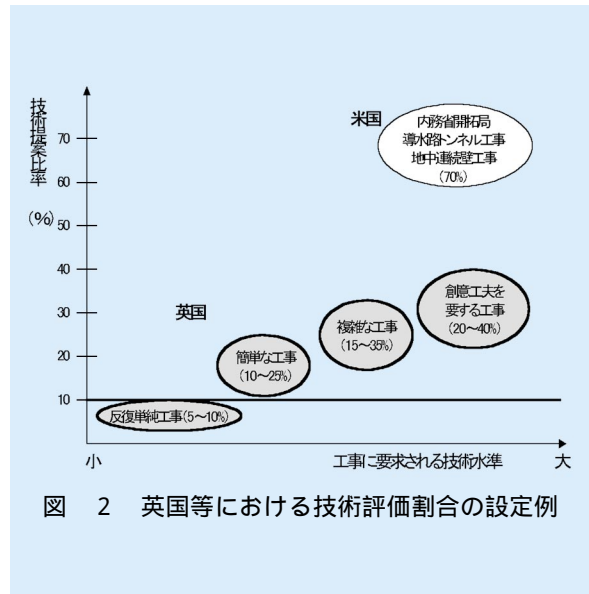


図 2 英国等における技術評価割合の設定例

策についても、企業からの積極的な技術提案を求めやすくなることから、評価項目が多様化することが期待される。

5 技術面での一層の競争促進に向けた課題

今後、より積極的な技術提案を募るためには、技術提案に対するインセンティブを高めていくことが重要であり、具体的には評価項目の多様化、価格に対する技術評価割合を合理的な拡大に向けた検討が必要である。

(1) 評価項目多様化に向けたフィードバックの実施

評価項目の多様化を促進するため、国総研では支援方策の充実を目指して14年度実施実績のデータベース（以下「データベース」という）の構築を進めている。収集した事例を適宜データベースとしてフィードバックすることで、工事の種類や現場条件が類似した事例の検索や、評価方法等の参照が簡単に行えるようになり、発注担当者の事務量が軽減するとともに、評価項目の多様化や複数の評価項目設定が進むものと期待している。

(2) 技術評価割合拡大に向けた定量化手法の検討

価格に対する技術評価割合の拡大に関しては、貨幣価値換算等による定量的評価が可能な項目を増やしていくことが必要である。このような定量

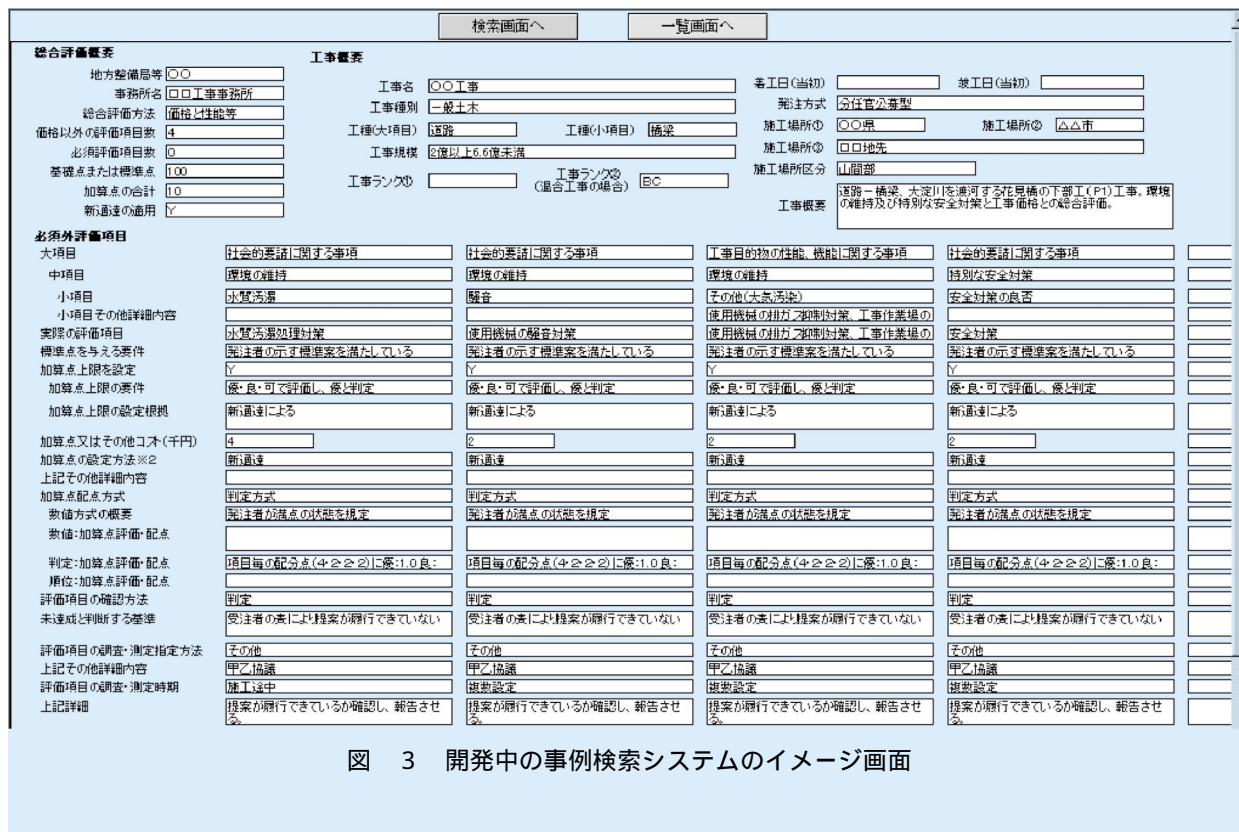


図 3 開発中の事例検索システムのイメージ画面

手法については、CVM（仮想評価法）をはじめとする多くの手法が提案されており、国総研では、14年度事例の分析をふまえて、各定量化手法の適用性や組み合わせる方法について検討を進める予定である。



6 おわりに

総合評価落札方式は、工事場所の社会、自然条件や工事特性をきめ細かく評価し、国民・住民のニーズに対応したより価値の高い社会資本を提供するための重要な手法の一つである。その普及、拡大にあたっては、より高い価値の創造・提案につながる技術力・技術開発能力を持つ企業が競争力を持つ市場環境を整えるとともに、その効果に

対して国民の幅広い理解を得ていくことが重要である。そのためには、工事発注時だけでなく、工事中から供用時に至る発注者による継続的なフォローアップや、優れた事例に関する幅広いPRが今後ますます重要となってくる。

発注機関である地方整備局や工事事務所、また技術開発を進めておられる企業の方々の努力、創意工夫に感謝申し上げるとともに、本方式の普及拡大に向けた支援方策の検討にあたり引き続きご協力をいただけるようお願いしたい。

（「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集（第1集案）」の入手先、国総研建設マネジメント技術研究室のURL：

<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>）